により被合併法人				
直接保有の株式等の数の				
第四項				
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額		第六十八条の九十二第六項第一号		
合併等前十年内事業年度				
前十年以内				
個別課税済金額又は課税済金額				
分割等前十年内事業年度		第六十八条の九十二第六項第二号		
前十年以内				
個別課税済金額又は課税済金額				
直接保有の株式等の数				
第六十六条の六第一項				第六十八条の九十二第七項
前項又は第六十六条の八第六項				

により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人				
第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の				
第六十八条の九十三の四第十項				
前二年以内の各連結事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次項において同じ。）の個別間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項まで（同条第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）				
合併等前二年内事業年度				
前二年以内				
個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等（第六十六条の九の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）若しくは間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）		第六十八条の九十二第六項第一号		
分割等前二年内事業年度				
前二年以内				
個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額				
間接保有の株式等の数				
第六十六条の六の二第一項				
第六十八条の九十三の四第十二項において準用する前項又は第六十六条の八第六項				

第四項の				
分割等前十年内事業年度の個別課税済金額				
前項の				
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額				
同条第六項				
前十年以内の各事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各事業年度				
の課税済金額				
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を		第六十八条の九十二第十四項		
前項				
第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の		第六十八条の九十二第十五項		
同条第六項				
前十年以内の各事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各事業年度				
同条第十二項において準用する前項				
同条第七項から第九項までの規定を				

第六十八条の九十三の四第十項の				
分割等前二年内事業年度の個別間接課税済金額又は個別間接課税済金額				
同条第十二項において準用する前項の				
前二年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額				
第六十六条の九の四第十二項において準用する第六十六条の八第六項				
前二年以内の各事業年度等（第六十六条の九の四第十項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等				
の間接配当等又は前二年以内の各事業年度（第六十六条の九の四第十項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。）の間接課税済金額				
第六十八条の九十三の四第七項から第九項までの				
第六十八条の九十三の四第七項から第九項までの規定の				
同条第十二項において準用する前項				
同条第七項から第九項までの規定を				

第六十八条の九十三の四第四項中「当該連結法人に係る特定外国法人」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十六条の九の四第三項第二号」を「第六十六条の九の四第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国法人に係る個別課税対象金額で」を「外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十八条の九十三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人から」を「外国法人の」に、「第六十六条の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第十項」を加え、同項第二号中「特定外国法人に係る個別課税対象金額で」を「外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十八条の九十三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。